

○法務省告示第五百三十六号  
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年十一月一日  
 法務大臣 平岡 秀夫

群馬県前橋市元総社町三百九十五番地の三	鍛造
愛知県江南市前飛保町栄三百七十八番地	織布運転

第一号口の表に次のように加える。

株式会社一ノ坪製作所	奈良県香芝市今泉六百二十五番地	塗装
------------	-----------------	----

○法務省告示第五百三十七号  
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年十一月一日  
 法務大臣 平岡 秀夫

株式会社天内鋼業	神奈川県横浜市旭区白根三丁目十七番七号	鉄筋施工
----------	---------------------	------

○外務省告示第三百八十一号  
 平成二十三年十一月十四日にモンロピアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 五億四千万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十四年三月三十一日まで
- 4 署名者  
 日本 側 二階尚人在リベリア大使  
 リベリア側 トーガ・ジェイウエア・マッキントッシュ外務大臣  
 平成二十三年十一月一日  
 外務大臣 玄葉光一郎

○厚生労働省告示第四百四十七号  
 次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物のうち果実については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号第一A第一款に規定する安全性審査の手續を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三條第四項の規定により公表する。  
 平成二十三年十一月一日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を定めた件	厚生労働大臣 小宮山洋子
---------------------------------	--------------

即種又は品目	称	母 職 味
パピイヤ	パピイヤジュンズポットウナルス抵抗性パピイヤ55-1系統	パノパピイヤ産業協会

○厚生労働省告示第四百四十八号  
 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六條第一項の規定により、同法第四條第九項に規定する登録検査機関である財団法人東京顕微鏡院について、平成二十三年七月十九日をもって次の事業所を設置する旨の届出があったので、同法第四十五條第三号の規定に基づき公示する。  
 平成二十三年十一月一日  
 厚生労働大臣 小宮山洋子

設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地
財団法人東京顕微鏡院食と環境の科学センター立川研究所	東京都立川市高松町一丁目百番三十八号

○特許庁告示第十九号  
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八條の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年十一月一日  
 特許庁長官 岩井 良行

○特許庁告示第二十号  
 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十條第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第一号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年十一月一日  
 特許庁長官 岩井 良行

- 1 この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

- 1 千三百三十五フラン 十一万四千四百円
- 2 二百五十五フラン 千三百円
- 3 二百五十五フラン 一万六千八百円
- 4 百五十五フラン 八千四百円
- 5 三百五十五フラン 二万五千円

○国土交通省告示第二百四十三号  
 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十二條並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十二條第二項及び第四項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百六十四号の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年十一月一日  
 国土交通大臣 前田 武志

第一号の表地方整備局長の項中「及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）」を、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）」に改め、マンション管理業の下に「及び賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）」に規定する賃貸住宅管理業を加え、同表北海道開発局長の項中「及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律」を、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に改め、マンション管理業の下に「及び賃貸住宅管理業者登録規程に規定する賃貸住宅管理業」を加える。

附則  
 この告示は、公布の日から施行する。